

## 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 5 日（金）第3508号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定の解除予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（4件）（障害福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 5
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）（水産振興課取扱い） 5
- 肥料の登録（経営技術課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の決定（6件）（農地整備課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の変更（4件）（農地整備課取扱い） 7
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 9
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 9
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 10
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 11
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 11
- 道路の位置指定（大隅地域振興局取扱い） 12
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（熊毛支庁取扱い） 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 12

## 告 示

## 鹿児島県告示第361号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年 4 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所

- 南九州市川辺町野崎字駒返り8312番1，8312番22，8312番26，8312番34から8312番37まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鹿児島県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
南薩ケアほすびたる	南九州市川辺町平山5860番地	平成31年 4月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
こがひさお眼科クリニック	薩摩川内市中郷一丁目39-18	平成31年 4月1日	育成医療・更 生医療
内山病院	阿久根市高松町22	平成31年 4月1日	育成医療・更 生医療
医療法人徳洲会屋久島徳洲会 病院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番 地	平成31年 4月1日	育成医療・更 生医療
クオラリハビリテーション病 院	薩摩郡さつま町舟木2311番地 6	平成31年 4月1日	更生医療

## 鹿児島県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ハラダ薬局	南さつま市加世田本町17-1 大東ビル102	平成31年 4月1日	育成医療・更 生医療
そよかぜ薬局	南九州市穎娃町別府65番地	平成31年 4月1日	育成医療・更 生医療
大宮司薬局	伊佐市大口里3057-10	平成31年 4月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年4月5日

## 鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
公益社団法人始良地区医師会	霧島市隼人町内山田一丁目6番62号	始良地区医師会訪問看護ステーション	霧島市隼人町内山田一丁目6番52号	平成31年4月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年4月5日

## 鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	一般社団法人クオレ	出水市野田町上名830番地4	大田 利満	平成31年3月31日	訪問介護
こぎく園訪問介護事業所	南九州市顛娃町別府6611番地3	社会福祉法人大川福祉会	南九州市顛娃町別府6597番地3	瀧 義道	平成31年3月31日	訪問介護
寿老園訪問看護ステーション	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西7番地3	社会福祉法人潤生会	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西7番地3	藤野 耕一	平成31年3月31日	訪問看護

## 鹿児島県告示第367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成31年4月5日

## 鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
コミュニティアイザみ野田サテライト	出水市野田町上名830番地4	コミュニティアイ株式会社	出水市上鯖淵1008番地13	中村 信洋	平成31年4月1日	訪問介護
ヘルパーステーションもくれん	日置市伊集院町郡1600-1番地ピースフル海305号	特定非営利活動法人ホームホスピス鹿児島	日置市伊集院町郡1601番地	河野 博美	平成31年4月1日	訪問介護
訪問看護ステーション伊集院	日置市伊集院町郡1600-1番地ピースフル海305号	特定非営利活動法人ホームホスピス鹿児島	日置市伊集院町郡1601番地	河野 博美	平成31年4月1日	訪問看護
訪問看護ステーションのびる	肝属郡東串良町新川西4891	有限会社南の太陽	肝属郡東串良町新川西1367番地1	向井 和郎	平成31年4月1日	訪問看護
通所介護大海	薩摩川内市宮崎	医療法人大海ク	薩摩川内市中郷	大西 浩之	平成31年	通所介護

	町2996番地1	リニック	三丁目65番地		4月1日	
デイサービスあ いり	曾於市末吉町深 川1950番地3	合同会社あいり	曾於市末吉町岩 崎506番地	福岡奈代子	平成31年 4月1日	通所介護
宮之城ふくし園	薩摩郡さつま町 宮之城屋地670 番地2	社会福祉法人ひ いらぎ会	薩摩郡さつま町 宮之城屋地670 番地2	城森 直人	平成31年 4月1日	通所介護
クリニックリハ ビリ菜の花	指宿市十町460	医療法人明正会	指宿市十町352 -2	今林 正典	平成31年 4月1日	通所リハ ビリテー ション

## 鹿児島県告示第368号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
林内科医院	始良郡湧水町中 津川498番地	医療法人昭芳会	始良郡湧水町中 津川498番地	林 芳郎	平成31年 3月31日	介護療養 施設サー ビス

## 鹿児島県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
寿老園訪問看護 ステーション	大島郡瀬戸内町 古仁屋瀬久井西 7番地3	社会福祉法人潤 生会	大島郡瀬戸内町 古仁屋瀬久井西 7番地3	藤野 耕一	平成31年 3月31日	介護予防 訪問看護

## 鹿児島県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問看護ステー ションのびる	肝属郡東串良町 新川西4891	有限会社南の太 陽	肝属郡東串良町 新川西1367番地 1	向井 和郎	平成31年 4月1日	介護予防 訪問看護
クリニックリハ ビリ菜の花	指宿市十町460	医療法人明正会	指宿市十町352 -2	今林 正典	平成31年 4月1日	介護予防 通所リハ ビリテー

						シ ョ ン
--	--	--	--	--	--	-------

**鹿児島県告示第371号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、東串良加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。  
平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第372号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。  
また、当該届出に係る指定漁船調書を平成31年4月5日から同月19日まで南種子町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。  
平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
熊毛郡南種子町平山877番地1 長田昭二郎  
熊毛郡南種子町西之3823番地3 砂坂健治  
熊毛郡南種子町島間5674番地1 船川剛継
- 2 加入区  
南種子加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
南種子町漁業協同組合

**鹿児島県告示第373号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。  
また、当該届出に係る指定漁船調書を平成31年4月5日から同月19日まで屋久島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。  
平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
熊毛郡屋久島町一湊217番地2 齋藤浩一  
熊毛郡屋久島町一湊308番地 馬場陵路  
熊毛郡屋久島町宮之浦703番地12 石田尾茂樹
- 2 加入区  
上屋久加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
屋久島漁業協同組合

**鹿児島県告示第374号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。  
平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島	平成31年	平成37年	蒸製毛	肥料 K	窒素全量 11.0	該当なし	株式会社	日置市東

県肥第 1344号	3月29日	3月28日	粉				三道食品	市来町南 神之川370 番地
鹿児島 県肥第 1345号	平成31年 3月29日	平成37年 3月28日	蒸製て い角粉	肥料 T	窒素全量 11.0	該当なし	株式会社 三道食品	日置市東 市来町南 神之川370 番地

**鹿児島県告示第375号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備，農道整備及び農用地利用保全）万世・小湊地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 縦覧場所  
南さつま市役所農地整備課

**鹿児島県告示第376号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設整備）（農業用排水施設整備）大山地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 縦覧場所  
始良市役所耕地課

**鹿児島県告示第377号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害対策整備）（農業用排水施設整備及び農用地利用保全）加治木始良地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで

- 3 縦覧場所  
始良市役所耕地課

**鹿児島県告示第378号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）（区画整理及び暗渠排水）始良北部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
始良市役所耕地課

**鹿児島県告示第379号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村整備（中山間地域総合整備型）（農業用排水施設整備，農道整備及び暗渠排水）栗野・吉松地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
湧水町役場建設課

**鹿児島県告示第380号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害対策整備）（農業用排水施設整備及び農用地利用保全）湧水地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
湧水町役場建設課

**鹿児島県告示第381号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営シラス

対策（農業用排水施設整備及び農用地保全）上之原地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
垂水市役所農林課

#### 鹿児島県告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災（農村災害対策整備）（旧：農村災害対策整備）（農業用排水施設整備、農用地利用保全及び暗渠排水）舞敷野地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
南さつま市役所農地整備課

#### 鹿児島県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）笠利東部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 3 縦覧場所  
奄美市笠利総合支所農林水産課

#### 鹿児島県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（集落基盤再編）（旧：農村振興総合整備）（農業用排水施設整備、農道整備、農用地保全及び区画整理）大崎地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。



平成31年 4 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年 4 月 8 日から同年 5 月13日まで
- 3 縦覧場所  
大崎町役場耕地課

**鹿児島県告示第385号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から平成30年 7 月13日鹿児島県告示第771号で告示した公共測量の実施は、平成31年 2 月28日終了した旨の通知があった。

平成31年 4 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第386号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 4 月 5 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 4 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町麦生字両町117番3地先から同町麦生字下之牧925番地先まで	前	8.4~26.1	307.0
			後	10.2~17.7	307.0

**鹿児島県告示第387号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 4 月 5 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 4 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字北田116番1地先から同市宮里町字川幡2921番1地先まで	前	7.3~27.6	1,053.5
			後	11.1~27.6	1,050.0

**鹿児島県告示第388号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 4 月 5 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 4 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字北田116番1地先から601番4地先まで	平成31年4月5日
		薩摩川内市宮里町字北田702番3地先から同市宮里町字川幡2921番1地先まで	

鹿児島県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年4月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	
				敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町宮之浦字牧山1271番36地先から同町宮之浦字先牧山1274番3地先まで	前	9.6～24.0	228.0
			後	12.5～27.6	228.0
		熊毛郡屋久島町小島字矢石17番8地先から同町尾之間字瀧ノ下1384番37地先まで	前	8.7～38.7	415.0
			後	11.3～44.3	415.0

鹿児島県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年4月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町宮之浦字牧山1271番36地先から同町宮之浦字先牧山1274番3地先まで	平成31年4月5日
		熊毛郡屋久島町小島字矢石17番8地先から同町尾之間字瀧ノ下1384番37地先まで	

北薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成31年4月5日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

ぐるーあっぷ	出水市荘2393番地	合同会社グローアップ	出水市高尾野町大久保1502番地	竹原 和嗣	平成31年 4月1日	生活介護
--------	------------	------------	------------------	-------	---------------	------

**始良・伊佐地域振興局告示第12号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年 4 月 5 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハケアガーデンネクスト	霧島市国分広瀬一丁目24番30号 リーベンビル1階	株式会社ユニティ	霧島市国分中央四丁目12番22号	濱田桂太朗	平成31年 4月1日	児童発達支援

**始良・伊佐地域振興局告示第13号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年 4 月 5 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成31年 3月18日	始良市平松5873番地1 有限会社しんせい商事 代表取締役 谷山真理子	始良市西餅田字上深田190番9	96.90	6.00

**大隅地域振興局告示第10号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年 4 月 5 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
セントロメディコ訪問介護事業所	肝属郡肝付町新富563番地1	有限会社セントロメディコ	肝属郡肝付町新富523番地2	上園由希子	平成31年 4月30日	居宅介護 ・重度訪問介護

**大隅地域振興局告示第11号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年 4 月 5 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定一般相談支援事業者			廃止年月日	地域相談支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談支援事業所 こだま	鹿屋市向江町29番地2鹿屋市社会福祉会館内	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	前田 智史	平成31年 3月31日	地域移行支援・地域定着支援

**大隅地域振興局告示第12号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年4月5日

大隅地域振興局長 松菌英昭

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成31年 3月18日	志布志市志布志町志布志三丁目3番5号 株式会社南九州不動産 代表取締役 宮田清一郎	志布志市志布志町志布志字天王寺1379番9	30.03	4.51～4.64

**熊毛支庁告示第2号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成31年4月5日

熊毛支庁長 谷口浩一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ガリレオ	西之表市住吉2601番地8	特定非営利活動法人こすも	西之表市安城3680番地350	松岡 勝廣	平成31年 4月2日	放課後等 デイサービス

**大島支庁告示第6号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成31年4月5日

大島支庁長 松本俊一

事業所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定福祉サービス事業所ゆらり	大島郡宇検村生勝185番地	合同会社マヤーズ	大島郡宇検村生勝185番地	嘉永 上寿	平成31年 4月1日	就労継続支援B型